# 【事例 1】国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、P証券中央支店に開設していた特定口座(源泉徴収口座)で令和4年中に次の取引を行いました。そして、P証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

	譲渡区分					譲渡の対価の額	差引金額		
	上	場		場		1,000,000円	1,500,000円	△500,000円	
	特	定	信	用	分	_	_	_	
			計		1,000,000円	1,500,000円	△500,000円		

また、この特定口座を通じて、上場株式であるA製薬の配当(収入金額100,000円)と公募公社債である B自動車の社債の利子(収入金額100,000円)を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与(収 入金額1,800,000円)と公的年金(収入金額2,772,100円)があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円(令和3年分の損失)あります。 今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、 損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年 以後に繰り越す申告をしようと思っています。

(入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。)

## はじめに



(						
	<ul> <li>あなたが行った</li> <li>製薬の株式の配当</li> <li>渡損失の金額と掛</li> <li>譲渡の年の翌年以</li> <li>申告書に「所得報</li> <li>越控除用)」を添加</li> <li>※ 源泉徴収口座の</li> <li>告しなければなり</li> <li>これらの取引い</li> <li>収入会</li> </ul>	取引は、 自と <b>B自動</b> は、 通道益通算さ は、 後3年間 の 次後3年間 の で提出 ) 譲せん( に ませる 譲 、 額	全 車 れ こ 特 け す 金 ペ 得 要	「上場格 社債の行うこの 「小学をのの 「小学をのの をのの 「からした」 「小学をのの を の の 「からし にの」 「からし の 「からし のの」 「からし のの」 「からし のの」 「のの」 のの 「のの 「	式 引 結 越 確 り る す 定 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	の取引 「上湯」 にたがて <b>申告</b> す。 には の に と が 書 ( ) の 取引 に た 派 が て と の に と の に の の で した に が の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	(譲渡分) 1,000,000 (利子·配当分) 200,000 (繰越分) 〇 添付書類につい	<b>D円 -</b> D円 -	1,500 ージャ	),000円 0円 を参照し	= = .てくだ	△ 2 △1,( ざい。
	I 「特定口座年間	即取引報告	書	等か	ら譲渡	の対価
	<ol> <li>収入金額</li> <li>をクリックし</li> </ol>	・所得 ノます。	金客	頁の入	力画	面で
	分離課税の所得	1 力,訂工	1 +	1	カカのからき	+首」 た証得
	所得の種類	内容確認	有無	、 ( ? から	表示金額の語	説明を確認で
	工地建物寺の譲渡所侍	入力する				
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	入力する				
	先物取引に係る雑所得等	入力する				
	退職所得 <mark>?</mark>	入力する				
	決算書・収支内訳書作成コーナーへ					
	※ 決算書・収支内訳書を作成開始・ 訂正する方はこちらをクリックして	再開又は ください。			< 戻る	入力
	<ol> <li>金融・証 した上、「特</li> </ol>	券税制 定口座	() 年間	く力項 引取引	目の 報告	選択 書」 <i>0</i>
	1 配当所得の課税方法の選択 (4)	9告する上爆株式等の配当	当等がない	暑合は濯択不要)		
	申告する <u>上場株式等の配当等</u> がある場合は、「新	8合課税」又は「申告分)	帷課税」を3	選択してください。		
	総合課税 申告分離課税	177 31				
	→総合課税と申告分離課税の選択が分から	<u>ない方はこちら</u>				
	2 株式等の売却・配当・利子等の	0入力				
	次のうち、該当するものについて入力してくだ 株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式	さい。 は等に係る配当所得等				
	特定口座年間取引報告書」の 次のいずれかに該当する方はこちら ・特定口座(源泉徴収あり)のうち申告す ・特定口座(源泉徴収なし)での株式等の	内容を入力する方 る株式等の売却等、配当 売却等がある方	等・利子等	がある方		
	「特定口座年間取引報告書」	の内容を入力する	5			
	→ 申告する上場株式等の配当等があ	る場合には、上記1で配	当所得の課	税方法を選択後、	ボタンをクリック	7してください。

### 【事例 1】の解説



事 例 1

(入力例)

### 金融・証券税制(特定口座)画面で、「特定口座年間取引報告書」の内 (3) 容(収入金額等)を入力します。



#### マイナポータル連携を利用すれば、特定口座年間取引報告書のデータが自動入力されます! マイナンバーカードを使用してマイナポータル連携を利用することで、マイナポータルから特定口座年間 取引報告書の情報を一括取得することができ、国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する際に、申 告する特定口座年間取引報告書の内容が自動入力されます。 なお、マイナポータル連携に対応している証券会社等の情報は、国税庁ホームページの 「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。 ※ マイナポータル連携のご利用に当たっては、事前準備が必要となります。 ▶詳しくはこち 金融・証券税制(入力項目の選択)画面で、上場株式等に係る譲渡損失 の金額の繰越しに関する質問に答えた後、表示される「繰り越された譲 渡損失を入力するをクリックします。 この事例では、前年から繰り越 された上場株式等に係る譲渡損失 令和3年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか? の金額を申告しますので、「今和 3年分の申告で、上場株式等に係 る譲渡損失の金額を繰り越しまし 「繰り越された譲渡損失」を入力する たか?」のはいを選択した後、 株式等の売却等について「<u>株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書</u>」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力 する」ボタンをクリックしてください。 表示される「繰り越された譲渡損 失」を入力する をクリックしま 金融・証券税制 (前年から繰り越された損失額) 画面で、「前年から繰り 越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」を入力します。 「今和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)| A~C欄は、「令和3年分の所 を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。 金額にはマイナスを付けずに入力してください 得税及び復興特別所得税の確定申 〔入力例〕 告書付表 (控)を基に、前年から 1. 令和元年の譲渡損失の繰越額 繰り越された上場株式等に係る譲 ⊢ (A) (令和3年分 「確定申告書付表 | の⑦欄 渡損失の金額がある場合に入力し 2 令和2年の譲渡損失の繰越額 мB ます。 (令和3年分「確定申告書付表」の⑧欄) 3. 令和3年の譲渡損失の繰越額 ▲欄 令和元年分の譲渡損失の 1,000,000 F (C) 令和3年分 [確定申告書付表]の⑤欄 繰越額 ←付表の⑦欄の金額 B欄 令和2年分の譲渡損失の 入力終了(次へ)> < 戻る 繰越額 ←付表の⑧欄の金額 《参考》 令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(控)(1面) ○欄 令和3年分の譲渡損失の 繰越額 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金頂は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。) ←付表の⑤欄の金額 ○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合 又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」 がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年 の損益通算前の分離課税配当所得等金額 がない場合には、(2)の記載は要しません。 (1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失 D金額 この事例の場合、令和3年分の 上場株式等に係る譲渡所得等の金額 上場株式等に係る譲渡損失の金額 利子所得に係る負債の利子は控除できません が前年から繰り越されていますの (3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失 つ金額又は分離課税配当所得等金額 で、「今和3年分の所得税及び復 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) 1,000,000 ③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。 (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください 興特別所得税の確定申告書付表 本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (控) 1面の⑤欄の金額をC欄に入 (③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (⑴の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。 力し、入力終了(次へ)>をクリ



事 例 1

(入力例)







# 金融・証券税制(株式等の譲渡所得等・計算結果確認2)画面で、「確定申 告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の入 力内容を確認します。

.本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算		
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	1	5
上場株式等に係る譲渡損失の全額 (「株式等に係る譲渡所得等の全額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の③欄の全額)	2	5
本年分の <u>損益通算</u> 前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	3	5
木在分の過び通貨前の分離理税配当所得等全額	0	0
	9	2
本年分の <u>損益適算</u> 後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③−④) (③欄の金額 <i>≤</i> ④欄の金額の場合、0円)	5	3
本年分の <u>損益通算</u> 後の分離課税配当所得等全額 (④−③) (③欄の全額忌(→欄の全額の場合、0円)	6	

#### 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る 譲渡損失の金額		本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額			本年分で差し できなかった 係る譲渡排	
本年の 3.年前分	(A)		) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	P	3		
(令和元年分)		(E	)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	P	3		
本年の 2 年前分	(B)	(F	) (上場株式等に係る譲渡所得等の全額から差し引く部分)	P	7	((B)-(F)-(C	
(令和2年分)		(G	)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	Р	3		
本年の 前年分	(C) 1,000,000	н	)(上場株式等に係る譲渡所得等の全額から差し引く部分)	8	((C)-(H)-(		
(令和3年分)		(1	)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	) P	3	1,0	
本年分で上場株式 の金額から差し引 譲渡損失の金額の	代等に係る譲渡所得等  く上場株式等に係る )合計額((D)+(F)+(H))	9	C	) P	9		
本年分で分離課税 差し引く上場株式 金額の合計額(([	税配当所得等金額から (等に係る譲渡損失の E)+(G)+(I))	10	C	) P	3		
	翌年以後に繰り越される (	5 上場 (5) + (6)	株式等に係る譲渡損失の金額 ⑦+⑧)		11	1,30	
- 前年から縫り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算							
前年から繰り越さ 額(⑥一⑪)	れた上場株式等に係る譲渡損失	の金	額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金	12			

# 等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

< 戻る

?

?

?

?

分離課税の所得								
所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から ( ? から表示金額の	計算した所得金閣 説明を確認でき				
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する							
株式等の譲渡所得等 ?	訂正·内容確認	۲	上場株式等	△300,00				
上場株式等に係る配当所得等 <mark>?</mark>	訂正·内容確認	•						
先物取引に係る雑所得等 <mark>?</mark>	入力する							
退職所得 ?	入力する							
決算書・収支内訳書作成コーナーへ	)							
※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は 訂正する方はこちらをクリックしてください。								





金額を確認し、誤りがなければ、

この画面の上へスクロールして、

この事例では、次のⅡで、給与

所得や公的年金等の雑所得などの

内容を順次入力します。

他の所得の入力をしてください。





事 例 1

(入力例)